3　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第三条各項の規定により任期を定めて採用された者について、令第一条第二項第三号の規定により定める行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、次のとおりとする。ただし、これにより難い場合には、令第一条第二項第二号の規定により、財務大臣と協議の上、指定職職員等に相当する職務とすることができる。

一　［略］

二　任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された者　規程別表第一の一及び別表第一の二による行政職俸給表㈠に相当する職務の級

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［条を削る。］

3　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第三条各項の規定により任期を定めて採用された者について、法第二条第二項の規定により定める行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、次のとおりとする。ただし、これにより難い場合には、法第二条第一項第三号の規定により、財務大臣と協議の上、指定職の職務に相当する職務とすることができる。

一　［同上］

二　任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された者　第五項の規定による行政職俸給表㈠に相当する職務の級

4　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第三条第一項各号の規定により任期を定めて採用された者について、法第二条第二項の規定により定める行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、次のとおりとする。

一　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された者　次のイからヘまでの規定による。

イ　六号俸の俸給月額を受ける職員（六号俸を超える俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級　行政職俸給表㈠による九級の職務に相当する職務の級

ロ　五号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による八級の職務に相当する職務の級

ハ　四号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による七級の職務に相当する職務の級

ニ　三号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による六級の職務に相当する職務の級

ホ　二号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による五級の職務に相当する職務の級

ヘ　一号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による四級の職務に相当する職務の級

二　任期付研究員法第三条第二号の規定により任期を定めて採用された者　行政職俸給表㈠による三級の職務に相当する職務の級

5　一般職給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠以外の同項各号（第十一号を除く。）に規定する俸給表の適用を受ける者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、別表二の一及び別表二の二に定めるところによる。

6　法第三十四条第一項第一号イに規定する特定指定職在職者及び特定指定職在職者に相当するものは、別表三に定めるところによる。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

**第三条**　国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第七条第四項に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。